

国官参航安第 152 号
令和 6 年 5 月 27 日

日本航空株式会社
代表取締役社長執行役員
鳥取 三津子 殿

国土交通省航空局長
平岡 成哲

航空輸送の安全の確保に向けた更なる取組みについて
(厳重注意)

本年 1 月 2 日、羽田空港の滑走路路上において、貴社の航空機と海上保安庁機が衝突する重大事故が発生した。本事故については、現在も運輸安全委員会による調査が進められているが、直ちに取り組む安全・安心対策として、「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」が実施されているところである。

貴社においては、滑走路誤進入事案を含めた別添の安全上のトラブルが相次いで発生しており、これらの中には、この緊急対策を含めて、航空業界に携わる関係者が一丸となって航空輸送の安全確保に取り組んでいる中で発生しているものもあること、また、類似の事案の教訓が活かされていないものもあるなど、貴社における安全管理システムが現場を含めた社内全体に対して有効に機能しているとは言えない。また、飲酒事案においては航空安全に対する意識の浸透が十分とは言えない。さらに、こうしたことは、航空輸送の安全への社会的な信頼にも大きく影響を及ぼしかねない。

従って、貴社における安全管理システムの総点検を行った上で、必要な是正を行うとともに、経営トップが率先して、航空安全に対する意識の再徹底を図り、現場を含めた貴社全体が高い緊張感をもって、更なる安全性向上に取り組むよう、ここに厳重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和 6 年 6 月 11 日までに文書で報告されたい。

以上

日本航空株式会社による最近の安全上のトラブル

- ① 令和5年11月5日（現地時間）、米国シアトル・タコマ空港において、貴社の航空機が管制許可を受けずに滑走路を横断した事案
- ② 本年2月6日（現地時間）、米国サンディエゴ空港において、他機が着陸進入中に、地上走行中の貴社の航空機が誤って異なる誘導路に進入し、管制許可を受けずに滑走路手前の停止線を越えたことから、管制官の指示により他機が着陸進入復行をした事案
- ③ 本年4月22日（現地時間）、米国ダラスに滞在中の機長が過度な飲酒に起因して不適切な行動をしたことにより、4月24日（現地時間）に乗務予定の運航便に乗務できず、当該便が欠航した事案^(※)
- ④ 本年5月10日、福岡空港において、他機が離陸滑走中に、貴社の航空機が滑走路手前の停止線を越えたことから、管制官の指示により他機が離陸を中止した事案
- ⑤ 本年5月23日、羽田空港駐機場において、出発のためにプッシュバック中の貴社の航空機とスポットインのためにトーイング中の貴社の航空機の主翼端同士が接触した事案

^(※) 本件は、運航規程への違反には至らなかったものの、運航乗務員の飲酒に関する自己管理が徹底されておらず、飲酒に同席していた他の運航乗務員等からの相互確認も行われなかった。